

平成25年度 第16回庁議要旨

日時：平成25年11月20日（水）

午前9時00分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 政策方針・戦略を検討するチームの設置について（復興政策部）

東日本大震災からの復興プランとして、平成23年12月に震災復興基本計画策定し、その後、事業進捗とともに復興のステージが常に変化してきている。

そのため、全庁的な復興事業への職員の意識高揚と柔軟な発想力が求められていることから、復興ステージに合わせた政策や、定住人口や交流人口の増加などの長期的な視点での政策検討を行い、提案することを目的に設置するもの。

(1) 主な内容

名称を「復興戦略検討チーム」として設置する。

ア 目的

復興ステージに合わせた政策や、定住人口や交流人口の増加などの長期的な視点での政策検討を行い、市長へ提案することを目的とする。

イ 体制

全庁に公募を行う。主幹以下・10名程度を想定しているが、公募結果を踏まえ柔軟に編成する。編成時は職階等を考慮し、必要人数に達しない場合は、人事課と調整して決定する。

ウ 発令及び任期

市長が委嘱する。任期は設置の日から平成27年3月31日までとする。

エ 服務

活動は勤務とし、時間外等の手続きはチームリーダーの報告に基づき所属長が対応する。

オ テーマ

市長の意向又はチームによる発案により選定する。

カ 各部（かい）との関係

チームは、戦略等の成果について市長へ提案する。必要と認められたものは、市長指示のもと関係部で対応する。

キ その他

市長が必要と認めた活動実績・提案については、公表する。

(2) 今後の予定

ア 平成25年11月20日～27日 庁内公募

イ 同年11月末 メンバー決定

ウ 同年12月上旬 活動開始

2 石巻市防災集団移転促進事業に係る移転先宅地に関する取扱方針について（復興事業部・総務部）

防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業により、災害危険区域に震災当時（2011.3.11）居住していた方々の集団移転団地の整備が進められ移転先宅地の供給が、平成26年度から順次開始される計画となっていることから、移転対象者への円滑

な宅地供給と適切な財産管理のため、宅地の売買及び借地についての契約要件等の方針を定めるもの。

(1) 主な内容

ア 宅地貸付

- ・契約種別 定期借地
- ・契約期間 5 2 年【5 0 年＋住宅建築＋引っ越し期間】
- ・借地料 公有財産規則による。
【3 0 年間 年額 固定資産税評価額の 1 . 4 %（半島部（河北地区含む）は 1 0 0 % 支払減免）】
- ・契約更新 無 【再契約は市と協議】
- ・住宅建築期限 契約締結の日から 1 2 か月以内に着手【協議により延期可能】
- ・契約条件（転借） 原則禁止【相続・抵当権行使・転勤等やむを得ない事情⇒市長承認】

イ 宅地分譲

- ・住宅建築期限 契約締結の日から 1 2 か月以内に着手【協議により延期可能】
- ・契約条件（転売） 契約締結の日から住宅に入居後 5 年は転売禁止

(2) 今後の予定

借地料の減免や定期借地権契約に対応するため、「石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」及び「公有財産規則」の一部改正を行い、方針に基づく要綱・要領を制定する。

ア 平成 2 5 年市議会第 4 回定例会に一部改正条例を提案

イ 施行期日 公布の日

3 仮設ハウスの無償譲渡について（生活環境部・産業部・雄勝総合支所）

無償譲渡する仮設ハウスは、震災後、㈱小松製作所から沿岸部（雄勝 1 2 地区、荻浜 4 地区）の被災漁業者支援として、無償貸与の提案があり、使用貸借契約を締結し漁業者へ使用させたものであり、その後、契約満了に伴い、同目的で市へ寄附の提案があったことから、宮城県漁業協同組合の当該地区支部へ無償譲渡しようとするもの。

(1) 主な内容

物件・設置場所・使用目的・無償譲渡先

地区名	物件	設置場所	使用目的	無償譲渡先（予定）
雄勝地区	ユニットハウス H30X 単棟 1 8 棟	雄勝地内 1 2 地区	漁具倉庫 休憩用等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県漁業協同組合雄勝町雄勝湾支所 水浜、雄勝、小島、大浜、立浜 各支部 ・ 県漁業協同組合雄勝町東部支所 桑浜、熊沢、大須、船越、名振 各支部
荻浜地区	ユニットハウス H30X 単棟 6 5 棟	荻浜地区 4 地区	漁具倉庫 休憩用等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県漁業協同組合石巻市東部支所 牧浜支部、鹿立浜支部、福貴浦 各支部 ・ 県漁業協同組合石巻地区支所 荻浜支部

(2) 今後の予定

平成 2 5 年市議会第 4 回定例会に関連議案を提案

4 復興公営住宅等における訪問支援事業について（福祉部）

復興公営住宅への入居が開始され、今後、ひとり暮らし高齢者など日常生活での支援が必要な方の入居が多数見込まれ、復興公営住宅への支援体制づくり及び震災によりコミュニティが喪失し、回復していない地域にも同様に支援が必要な状況であることから、新たな県補助金のメニュー「災害公営住宅入居後の支援体制構築事業」を活用し、復興公営住宅等の訪問支援事業の実施により移行期の支援体制を検討し、被災した高齢者等の支援を図るもの。

(1) 主な内容

ア 支援方法

市内を3エリアに分け、訪問支援員（※1）及びエリア主任（※2）を配置し、復興公営住宅及びコミュニティが再生していない地区の在宅世帯の巡回・訪問を行いながら、地域福祉コーディネーター（※3）や地区担当民生委員等と連携し、新たな支援体制づくりを進める。

※1 訪問支援員 安否や健康状態の確認、相談や要望の聞き取りを行う。

※2 エリア主任 エリア内の訪問支援員を統括し、訪問支援員からの報告を受けて相談や要望の対応を行うとともに、必要に応じて保健師や社会福祉士等関連する専門職へのつなぎを行う。

※3 地域福祉コーディネーター 本市の地域福祉の理念である「地域で支え合う地域づくり」を実現するために、地域福祉活動の活性化を推進する役割を担う。

イ 支援体制

エリア毎にエリア主任1名及び2人一組の訪問支援員を3班程度配置する。

平成26年度 エリア主任3名、訪問支援員20名で活動

（対象世帯：復興公営住宅約200世帯、在宅約800世帯）

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に当初予算を提案

イ 平成26年4月1日 業務委託契約締結

ウ 平成26年度中 復興公営住宅等における支援体制の検討・実施を行い、支援体制の構築に向けた取り組みを行う。

5 石巻市復興公営住宅等移転支援事業補助金について（福祉部）

平成26年度から復興公営住宅への入居が本格的に開始され、移転に伴う経済的負担が生じることから、応急仮設住宅の早期解消と復興公営住宅等の恒久住宅移転促進を図るため、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受けた者又はその家族に対し、応急仮設住宅等から石巻市内の復興公営住宅等への移転費用を支援し、仮設住宅等からの円滑な移転を図るもの。

(1) 主な内容

ア 対象者

り災証明又は市長が認める住宅被害の程度が分かる書類を有している半壊以上の世帯で、住宅再建事業補助金の給付を受けていない世帯及び防災集団移転事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業等の補助対象にならない世帯を対象とする。

・現在、応急仮設住宅等に入居している世帯

①石巻市の復興公営住宅へ入居する世帯

- ②復興公営住宅以外の市内の民間賃貸住宅に入居する世帯
- イ 事業規模
- ・補助額：一世帯当たり一律10万円を補助
 - ・全体額：5,500世帯×100千円＝550,000千円
(平成26年度 1,500世帯×100千円＝150,000千円)

(2) 今後の予定

- ア 平成26年市議会第1回定例会に当初予算を提案
- イ 平成26年3月 石巻市復興公営住宅等移転支援事業補助金交付要綱制定
- ウ 同年4月1日 事業の施行

(3) その他

平成26年3月31日以前に応急仮設住宅等から市内の復興公営住宅及び民間賃貸住宅等に入居した世帯も対象とする。

6 応急仮設住宅用地（民間地権者分）賃借料の有償化について（福祉部）

現在、応急仮設住宅用地（42団地）として市と民間地権者（120人）との間で平成23年5月から平成27年7月までの4年間無償の使用貸借契約を結んでいるが、昨今の土地需要の高まりに伴い、土地の売買金額が高騰傾向にあるため、地権者より無償から有償への契約変更を求められていることから、有償化するとともに契約期間を平成28年度末まで延長し、応急仮設住宅の安定的な供給を図るもの。

(1) 主な内容

- ア 応急仮設住宅用地（民間地権者分）の有償化
(計算方法)
借地料＝土地価格（固定資産税評価額）×面積×借地料率（6%）
- イ 契約期間の変更
変更前 平成23年5月～平成27年7月
変更後 平成26年4月1日～平成29年3月31日

(2) 今後の予定

- ア 平成26年市議会第1回定例会に当初予算を提案
- イ 平成26年3月 地権者の最終意向調査
- ウ 同年4月 契約変更手続き

[報告事項]

1 復興特区支援利子補給金に係る復興推進計画の認定について（産業部）

復興特区支援利子補給金は、被災地域における雇用機会の創出を図る事業の円滑な実施を支援するため、東日本大震災復興特別区域法に基づき創設された制度であり、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給する制度である。

震災によって失われた石巻医療圏の医療提供体制の立て直しを図るため、石巻赤十字病院が既存敷地内に救命救急センター等を整備する事業への支援を行うため、復興庁が実施した平成25年度復興特区支援利子補給金の第2回公募に応募し、当該利子補給に係る復興推進計画を作成のうえ認定申請を行い、11月5日に認定（認定番号：宮城第30号）されたもの。

(1) 主な内容

復興推進計画を実施する上で、中核となる事業に必要な資金を指定金融機関が融資する際に、国が指定金融機関に対し利子補給金（利子補給率：0.7%以内）を支給するもの。

なお、今回、認定を受けた復興推進計画の内容は、石巻医療圏において中核的な病院である石巻赤十字病院の救急医療体制、重症治療体制及び災害医療関連施設を整備し、震災によって失われた医療提供体制の立て直しを図るものであり、具体的には、既存病棟敷地内において救命救急センター等（救命救急センター、救急病棟、手術室、備蓄倉庫等の機能拡充と74床の増床）を建設する事業に対し、本利子補給制度を活用したものの。

2 石巻市市営住宅条例の一部改正について（建設部）

本市市営住宅条例において、入居者資格の特例の一つとして配偶者からの暴力被害者を規定しており、根拠法令の一部改正に伴う改正を行うもの。

また、平成26年2月に管理を開始する予定の復興公営住宅について、市営住宅条例に名称及び位置を加えるもの。

(1) 主な内容

ア 根拠法令の名称変更（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

イ 管理を開始する復興公営住宅の名称及び位置を追加

名称 石巻市営沖六勺西復興住宅 位置 石巻市渡波字沖六勺

名称 石巻市営沖六勺東復興住宅 位置 石巻市渡波字沖六勺

名称 石巻市営南中里一丁目復興住宅 位置 石巻市南中里一丁目

ウ 施行期日は、平成26年2月1日とする。ただし、根拠法令の名称変更は、根拠法令の施行期日と同日の平成26年1月3日とする。

(2) 今後の予定

平成25年市議会第4回定例会に一部改正条例を提案

[その他]

1 石巻市防災集団移転団地・復興公営住宅事前登録申込み状況について（復興事業部）

11月11日現在の状況について、復興事業部長から報告があった。

(1) 防災集団移転団地

・供給予定戸数 1, 710戸

・申込戸数 394戸

・残供給予定戸数 1, 316戸

(2) 復興公営住宅

・今回全体公表戸数 2, 554戸

・申込戸数 2, 215戸（約87%）

以上